

第 4 章 人 事

○松山広域福祉施設事務組合職員定数条例

制 定 昭和 51 年 12 月 1 日条例第 1 号
改 正 昭和 54 年 2 月 23 日条例第 2 号
平成 12 年 3 月 6 日条例第 1 号
令和 2 年 3 月 12 日条例第 1 号

第 1 条 この条例で職員とは、松山広域福祉施設事務組合に勤務する一般職の職員（臨時的に任用された職員（臨時の職に関するものに限る。）及び非常勤職員を除く。）をいう。

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- （１） 特別養護老人ホームに勤務する職員 6 1 人
- （２） 救護施設に勤務する職員 3 9 人

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 54 年 2 月 23 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 12 年 3 月 6 日条例第 1 号）

この条例は、介護保険法の施行の日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 12 日条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。